

平成26年6月2日

生命保険窓販商品の追加

第一フロンティア生命『プレミアジャンプ』取扱開始

<正式名称：年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）>

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成26年6月2日（月）から、年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）『プレミアジャンプ』（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）を販売開始いたします。詳細は下記をご覧ください。

当行は、今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『プレミアジャンプ』<正式名称：年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）>
（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）

2. 販売開始日

平成26年6月2日（月）

3. 商品概要

『プレミアジャンプ』の主な特徴

<1> 一時払保険料が2つの部分に分かれます

- ・一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の豪ドル建の変額個人年金保険です。

<2> 一時払保険料（基本保険金額）の110%を豪ドル建で最低保証します

- ・基本保険金額に年金原資保証率110%を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで最低保証され、変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。

*定額部分について：第一フロンティア生命が一時払保険料を受取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率110%に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

*変額部分について：特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

< 3 > ご契約時に指定した円換算の目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、受け取れます

- ・「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の付加により、「基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円貨建の年金保険に移行します（移行後の積立金額は、保険会社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます）。

『プレミアジャンプ』の商品概要

『プレミアジャンプ』の主なお取扱いは次のとおりです。

項目	内容	
しくみ図 (イメージ)	<p>The diagram illustrates the flow of funds and benefits over a 10-year term. It starts with a '責任開始期' (Responsibility Start Period) where a '一時払保険料' (Lump-sum Premium) is paid, which is split into a '定額部分' (Fixed Amount Portion) and a '変額部分' (Variable Amount Portion). The '変額部分' is noted as having '初期費用の負担はありません。' (No initial cost burden). During the '運用期間 10年' (10-year Term), there are '死亡給付金額' (Death Benefit), '積立金額' (Accumulation Amount), and '解約返還金額' (Surrender Payout Amount). At the end of the term, the '年金原資額' (Annuity Fund Amount) is shown as 'プラスα' (Plus Alpha), which is '一時払保険料の110% (豪ドル建)' (110% of the lump-sum premium in USD). Two payout methods are shown: '一括受取' (Lump-sum Payout) and '年金受取' (Annuity Payout).</p>	
被保険者 契約年齢	0 歳～80 歳（契約日における被保険者の満年齢）	
基本保険金額 （一時払保険料）	最低	豪ドルでお払いの場合：20,000 豪ドル 円貨でお払いの場合：200 万円（「保険料円貨入金特約」付加） 米ドルでお払いの場合：20,000 米ドル（「保険料外貨入金特約」付加）
	最高	5 億円相当額
運用期間	10 年	
年金種類	確定年金（3 年、5 年、10 年） *年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度（年金原資額の一時支払）もあります。	
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約 ・保険料円貨入金特約 ・保険料外貨入金特約 ・円貨支払特約 ・死亡給付金等の年金払特約 	
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は変額部分における「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、解約時には、この他に「解約控除」がかかります。また、外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。</p> <p><ご契約時> ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。</p> <p><運用期間中></p> <p>① 定額部分における費用</p>	

	<p>直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。</p> <p>② 変額部分における費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約関係費：特別勘定の資産総額に対して年率 1.85% ・資産運用関係費：信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率 0.20% (税抜き) <p><ご解約時></p> <p>解約控除：基本保険金額に経過年数別の解約控除率 (10.0%~1.0%) を乗じた金額</p> <p><年金受取期間中></p> <p>保険契約関係費 (年金管理費)：受取年金額に対して 1.4% (円貨で受け取る場合は 0.35%)</p> <p>(2014 年 4 月現在)</p> <p><通貨を換算する場合の費用></p> <p>「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料として TTM との差額 (25 銭~50 銭) を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります。</p>
--	--

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■変額部分の投資リスクについて

変額部分について、日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品 (コモディティ)、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■解約する場合のリスクについて

定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります

*市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。

■為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額を下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

このプレスリリースは、『プレミアジャンプ』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

● ご注意いただきたい事項

・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。

・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり(変額商品のみ)」を必ずご覧ください。

・当行(募集代理店)の行員(生命保険募集人)は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。

・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。

・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。(保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。)失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

以上